

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 3621
16年1月22日(金)
・Fax 095-828-1953

攻撃に負けずにもともに生き抜く

おはようございます。

今年も郵政ユニオンの支部へ年賀状が多く届いた。その中に郵便局員で、仕事中に同舎から飛び降り自殺をされた方の関係者からのものがあった。郵政ユニオンはこの過労死自殺を郵便局の責任であるとして裁判を共に闘っている。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇、なくその差別！ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ！

た。その特徴は若年層の女性に減少率が少ないという実態だ。非正規雇用が影響していると思うが、改善は進まない。

その中で昨年十一月八日に和解した「ザ・和民」の自死事件裁判がニュースになった。被告が当時社長で、現在、自民党の国会議員で、いわゆる「極悪企業(ブラック)」の代名詞となった会社だからだ。



入社後、厳しい労働環境一年三六五日、働け！と言われていた(など)で、自殺をされた若い女性の遺族が、会社の責任を求めて裁判を起し、八年の裁判で東京地裁の勧告で和解した事案だ。

結論だけを言えば、会社は自殺の法的責任を認めて謝罪し、損害賠償金一億三千万円を支払った。

被告で和民の創業者の渡邊は、「私の責任です」と謝罪をして、再発防止を約束した。

しかし、現代の会社が働く人を酷使し、死ぬまで忠誠を誓わせる労働実態は変わらない。本当は会社の殺人なのだから渡邊元社長は、殺人罪で責任を問われるべきだが、和解ではそこまでは無理なのだろう。

こんな社会を反映して、ある社会労務士が「解雇したい社員をつつ病にする方法」という暴言を発した事件が昨年暮れにあった。

最終的にこの労務士は懲戒を受けたが、法律を悪用し、企業のために働く人を病気にして退職させることを指南する法律家がいるなんて・・・驚きだが、これが現実だ。

引き受ける局はなく配転は無理だ」と高圧で威圧する。この威圧が原因で病気になるのに、営業実績を求め局長は、病気(命)より営業が大事だといっていることと同じで、法以前に人の道にも反する。

会社は「ちゃんと働け」と言っているのだが、先の和民の「一年三六五日働け」とどこが違うのか。郵政は元国営で、法を無視した極悪企業(ブラック)などではないとして、信頼できる労組のパートナーだとする別の労組もあるが、実際には職場では厳しいことを言われ続けている人が多い。

郵政も同じだ。支部にも苦しい実態を訴えて、労働相談がよくある。そのたびに弁護士や上部機関に相談をして、対応しているが、管理者の態度は、なかなか変わらない。

一例だが、東北や関東では直接公共交通手段がない遠隔地へ配転させ、退職を公然と迫る。県庁では病気で職務軽減勤務の社員に営業実績を出せと求めて、退職を匂わせる。また「そんな成績ではごも

また仕事でミスをした人へ、同じ職場の同僚が、聞くに耐えない暴言で追及する。ミスはよくないが、弱い者同士がより弱い立場の人(女性や非正規)を攻撃する職場環境がある。

労組もあり、労基法や協約も就業規則もあるのだが、その隙間をぬって、退職へ追い

込みとする攻撃は続く。相談者たちは「リストラ名簿が会社にはあり、自分たちがその中に入り、攻撃を受けている」と語る人もある。

事実、営業成績は数字で出るわけでは、その順位は評価に直結する。その掲示物を見るだけで、毎日を暗い気分ですごす職場は暗い。

病気には個人差がある。同じことを言われても、働き続けることができる人がいる一方、症状を重くする人もいる。労働者をつつにさせれば「退職に追い込める」とばかりに攻撃をする人たちには、和民の元社長らと同じく、個人的に重い責任を取らせるしか解決手段はない。

そのためには会社とのやり取り(攻撃)の実態を証明することが必要だ。小さいメモでも、その日その日の会話をずっと記録し、それが重なれば、大きな事実証拠となる。

あるいは会話を記録するICレコーダーで、上司との会話を保存する。これがあれば、会社の責任は追及できるし、勝てる可能性も高いと弁護士は言っている。

職場の暴言を許さない。見逃さない。それが実際に起きた場合には「反撃する」ことしか、それを止める道筋はない。

労組はそうした闘いを共にやる組織だが、組織は人でもある。労組役員や活動家の役割として、リストラ攻撃やいじめ、暴言で苦しむ人に寄り添う、心のケア活動も大事な仕事である。



、第四回郵政ユニオン九地本委員会。一月(四日)日)十二時から。長崎中野会議室。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。